

公立学校における受動喫煙防止対策について

義務教育課
 高校教育課
 特別支援教育課
 保健厚生課

1 健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策の強化

A <u>学校</u> ・病院・児童福祉施設等 施行：2019. 7. 1	原則敷地内禁煙※
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道 施行：2020. 4. 1	原則屋内禁煙 （喫煙専用室内でのみ喫煙可）

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2 県立学校の敷地内禁煙実施状況・予定

区 分	学校数	敷地内禁煙実施校数・率	
		2018. 6. 1	2019. 4. 1
中 学 校	2 校	-	2 校
高 等 学 校	81 校	11 校	81 校
特別支援学校	18 校	7 校	18 校
計	101 校	18 校 17.8%	101 校 100.0%

注) 高等学校は、地域キャンパス校2校をそれぞれ1校として計上。

3 市町村立学校の敷地内禁煙実施状況・予定

区 分	学校数	敷地内禁煙実施校数・率		
		2018. 6. 1	2019. 4. 1	2019. 7. 1
幼 稚 園	10 園	10 園	10 園	10 園
小 学 校	360 校	229 校	338 校	360 校
中 学 校	184 校	71 校	162 校	184 校
義務教育学校	2 校	1 校	2 校	2 校
高 等 学 校 特別支援学校	2 校	1 校	2 校	2 校
計	558 校	312 校 55.9%	514 校 92.1%	558 校 100.0%

注) 休校中の分校を除く。